

中岩瀬配水場配水ポンプ更新工事 Q&A 集

本 Q&A 集は、本工事の仕様書と一体となって効力を持ちます。

入札対象件名：中岩瀬配水場配水ポンプ更新工事

質問1.

既設配水ポンプにつきまして、製作者者をご教示下さい。

回答1.

既設配水ポンプは、「株荏原製作所」製です。

既設三相誘導電動機は「富士電機株」製です。

質問2. 特記仕様書 第4節 機器特記仕様 (1)

No.1～4 配水ポンプおよび電動機 ⑥電動機出力

No.1～No.3 配水ポンプ可変速とありますが、既設配水ポンプ盤の製作者者によるインバータ設定が必要と考えます。

既設配水ポンプ盤につきまして、製作者者をご教示下さい。

回答2.

既設配水ポンプ盤は、「株日立製作所」製です。

質問3.

配水ポンプ更新にあたり、2 台同時更新は可能でしょうか。

回答3.

施設の運用上、配水ポンプの更新は1系統ずつとなります。

そのため、排泥も各系統ごとに実施する必要があります。

質問4.

配水ポンプ 4 台新設するに伴い、既設・新設配水ポンプの並列運転になると考えられますが、並列運転時のポンプ特性が変わる可能性があるため、並列運転性能曲線の作成が必要と考えます。

回答4.

中岩瀬配水場は最大4台の配水ポンプを並列運転する場合があります。つきましては、ご質問のとおり、並列運転性能曲線等を用いて、機器の選定をする必要があります。

質問5.

機器製作期間と現地施工期間にて配置技術者を分けて配置することは可能でしょうか。

上記が可能な場合、機器製作期間の配置技術者は非専任という認識でよろしいでしょうか。

回答5.

この工事については、機器製作期間と現地施工期間で配置技術者を変更することを認めます。ただし、配置技術者は同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とします。

また、機器製作のみが行われている期間については配置技術者の専任は要しません。ただし、現地施工期間については専任となります。

なお、その都度適正に、コリンズ登録を行ってください。

質問6.

機器製作期間と現地施工期間にて現場代理人を分けて配置することは可能でしょうか。

上記が可能な場合、機器製作期間の現場代理人は常駐を要しないという認識でよろしいでしょうか。

回答6.

この工事については、機器製作期間と現地施工期間で現場代理人を変更することを認めます。

また、機器製作のみが行われている期間については現場代理人の常駐は要しません。ただし、現地施工期間については常駐となります。

なお、その都度適正に、コリンズ登録を行ってください。

質問7.

前回入札(令和8年6月17日付告示乙第161号)と変わったところはどこですか。

回答7.

前回入札からの主な変更点は次のとおりです。

1. 設計図書のうち図面 M-1 について、誤りを訂正しています。No.1～No.4 配水ポンプは全台更新となります。
2. 入札参加資格を変更しています。
3. 本入札の入札参加資格における地域要件を撤廃していることから、本入札に限り、入札に参加する者の数が1者である場合においても、入札を執行します。

以上